

平成 26 年 第 3 回定例会 6 月 24 日

県議第五号 集団的自衛権の行使容認に関する慎重な検討を求める意見書について、提案者を代表いたしまして意見書発案の趣旨を説明いたします。

安倍首相は、私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が提出した報告書を受けて、六月中にも集団的自衛権の行使容認を閣議決定する方向で与党協議を加速させております。

近年の北朝鮮による核・ミサイル開発や、東シナ海における尖閣諸島の領有権の問題など、我が国の安全保障をめぐる環境が変化する中、限定的に集団的自衛権の行使を容認することを否定するものではありません。

しかしながら、集団的自衛権の行使については、国防、安全保障の根幹にかかわり、国民の生活に影響を及ぼす重要な問題であることから、今後、閣議決定を経て関連法案の整備を進めるに当たっては、国会において十分な時間をかけた審議を行い、関係者との十分な意見交換も踏まえ、広く国民に説明し、国民的議論を経るなど慎重な検討を求めるものでございます。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。意見書発案の趣旨説明といたします。よろしく願いいたします。